入　札　公　告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和８年４月１日

京都府知事　西脇　隆俊

１　入札に付する事項

（１）業務の名称

令和８年度全国戦没者追悼式遺族参列事業業務委託

（２）業務の仕様

「令和８年度全国戦没者追悼式遺族参列事業業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という）のとおり

（３）契約期間

契約日から令和８年９月４日（金）まで

（４）業務を行う場所等

新幹線による往復輸送、往路内昼食弁当手配、東京都内での宿泊及び輸送等

２　契約条項を示す場所等

契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町

京都府健康福祉部地域福祉推進課（京都府庁第１号館４階）

電話番号 (075)414-4620

ファクシミリ番号　(075)414-4615

メールアドレス　chiikifukushi@pref.kyoto.lg.jp

３　仕様書の入手方法

（１）原則として、この公告に示す５の（１）の期間に、京都府地域福祉推進課のホームページからダウンロードすること。

（２）やむを得ず窓口交付を希望する場合は、上記の期間に２の場所へ問い合わせの上、入手すること。

４　入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

（１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しない者であること。

（２）令和７・８・９年度の京都府の物品又は役務の調達に係る競争入札の参加資格を有しており、取引を希望する業務種目として「委託・役務　５イベント企画・運営」を登録している者であること。

（３）５で定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から開札日までの期間において、京都府の指名停止がなされていない者であること。

（４）審査基準日（確認申請書の提出期間の属する年の１月１日をいう。）において、直前２営業年度以上の営業実績を有する者であること。

（５）旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）第３条の規定による旅行業登録がされている者。
（６）京都府内及び東京都内に営業所等が所在する者であること。
（７）過去５年以内に東京都内で１泊２日、100 名以上の団体旅行業務を行ったことがある者。

５　入札参加資格の確認手続

入札に参加を希望する者は、確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「申請書等」という。）を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

（１）提出期間

入札公告日から令和８年４月 15 日（水）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く午前８時 30 分から午後０時及び午後１時から午後５時 15 分まで）

（２）提出書類

ア　確認申請書

イ　一般競争入札参加資格確認資料

（ア）営業経歴書及び営業実績書（様式１）

（イ）旅行業者として登録されていることを証する書類

（ウ）過去５年以内の団体旅行業務実績（様式２）

（エ）取引使用印鑑届

（３）提出方法

申請書等を１部、２の場所に持参すること。なお、郵送での提出は原則認めないものとする。

（４）入札参加資格の確認通知

申請書の受付後、令和８年４月 20 日（月）までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知する。

（５）その他

ア　申請書等の作成に要する費用は提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

イ　提出書類はＡ４版で作成し、１部提出すること。

ウ　提出された書類は、この入札以外の目的に使用することはない。

エ　虚偽の記載をした者は、この入札への参加を認めないとともに、府の指名停止措置を行うことがある。

６　質問の受付・回答

仕様書、契約書（案）及びその他添付書類（以下「仕様書等」という。）に関する質問については、次のとおり受け付ける。

（１）質問方法

ア　原則として、電子メール又はファクシミリにより提出すること。

イ　電子メール又はファクシミリによりがたい者は、以下の点に留意の上、２の場所へ書面により提出することができる。

（ア）件名は「令和８年度全国戦没者追悼式遺族参列事業業務委託に関する質問」とすること。

（イ）質問者の会社名、部署名、役職、氏名、電話番号、ファックス番号及び電子メールアドレスを記載すること。

（２）受付期限
　　令和８年４月７日（火）午後５時 15 分まで
（３）回答
　　令和８年４月 10 日（金）までに
　ア　原則として電子メール又はファクシミリにより回答する。
　イ　電子メール又はファクシミリによりがたい者に対しては、文書により回答する。

７　入札手続等
（１）入札日時及び場所
　ア　日時
　　令和８年４月 24 日（金）午前 10 時 00 分～
　イ　場所
　　京都府庁　第１号館４階　健康福祉部特別参与室
（２）入札の方法
　ア　入札書は持参するものとし、郵送又は電送による入札は認めない。
　イ　一般競争入札参加資格確認通知書又はその写しを提示しなければ、入札に参加することができない。
　ウ　代理人が入札する場合は、委任状を提出しなければならない。入札書には、入札者の氏名又は商号若しくは名称、代理人であることの表示及び当該代理人の記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。以下同じ。）をしておかなければならない。
　エ　入札書は、封筒に入れ密封し、かつ、封筒の表に氏名（法人の場合はその商号又は名称）及び「令和８年度全国戦没者追悼式遺族参列事業業務入札書在中」と記載し、封筒の開口部を封印すること。
　　なお、開札後予定価格の制限の範囲内の入札がないときで、直ちに再度の入札を行う場合にあっては、この限りでない。
　オ　資格確認の結果、資格を有すると認められた者が１名の場合には、入札を中止することがある。
　カ　入札回数は２回までとする。
　キ　入札時刻に遅れたときは、入札に参加することができない。
（３）入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしなければならない。
　　なお、入札書の入札金額については訂正できない。
（４）入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え、変更、取戻し又は撤回をすることができない。
（５）入札者が連合し、又は不穏な行動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを取りやめることができる。
（６）入札者は、仕様書等を熟知の上、入札しなければならない。この場合において当該仕様書等に疑義がある場合は、入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）に説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
（７）入札書に記載する金額
　　落札決定に当たっては、入札内訳書に記載された課税対象額に当該金額の 100 分の 10（軽減税率適用対象部分については、100 分の８）に相当する金額を加算した金額（１

円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）から仕様書４（２）に記載の支払額を除いた金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額を入札書に記載すること。

（８）入札の辞退

入札に参加することができない事情がある場合には、入札書を提出するまでは入札を辞退することができる。この場合、入札を辞退する旨を記載した入札辞退届を２の提出先に提出することとする。

なお、正当な理由なく入札を辞退した場合は、府の指名停止措置を行うことがある。

（９）開札

ア　開札は、（１）のアの日時及びイの場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行うものとする。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員（以下「立会職員」という。）を立ち会わせて行う。

イ　開札場所には、入札者又はその代理人並びに入札関係職員及び立会職員以外の者は入場することはできない。

(10) 入札の無効

次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度の入札に加わることができない。

ア　４に掲げる競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ　申請書等を提出しなかった者のした入札

ウ　申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

エ　委任状を持参しない代理人のした入札

オ　同じ入札に２以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者のした入札

カ　入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者のした入札

キ　金額を訂正した入札書又は金額を特定することができない入札書で入札をした者のした入札

ク　氏名、印鑑又は重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者又は対象案件を特定することができない入札書（封筒を含む。）で入札をした者のした入札

(11) 落札者の決定方法

ア　京都府会計規則（昭和 52 年京都府規則第６号。以下「規則」という。）第 145 条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行なった者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき同価の入札をした者が２者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって立会職員にくじを引かせるものとする。

落札者が落札決定後、契約を締結するまでに指名停止措置に該当する行為を行ったときは、当該落札決定を取り消すことがある。

イ　落札者が決定通知のあった日から７日以内に契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

ウ　落札者は、契約締結時までに、入札書に記載した金額の内訳を府の指定する様式により提出すること。

（12）再度入札

開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がなく、落札者がない場合は、直ちに再度の入札を行う。

また、開札の際に、入札者又はその代理人が立ち会わなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

８　契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

９　入札保証金

免除する。

10　違約金

落札者が契約を締結しないときは､落札金額の 100 分の５相当額の違約金を徴収する。

11　契約保証金

落札者は、契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納入しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、又、規則第 159 条第２項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

12　契約書の作成の要否

要

13　契約の解除予約及び損害賠償請求

京都府は、談合等不正行為が行われた場合、契約者に対し契約解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

14　その他

（１）１から 13 までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

（２）入札者は入札当日に入札金額の積算根拠を示す資料を持参し、入札書と併せて提出すること。